

民児協だより 第23号

愛荘町民生委員児童委員協議会
☎ 民児協事務局（福祉課内）
☎0749-42-7691



地域をつなぐ、温かい支援の輪

愛荘町民生委員児童委員協議会には、「高齢者福祉部会」「児童福祉部会」「障がい者福祉部会」の3つの部会があります。今回は、その中から「児童福祉部会」と「障がい者福祉部会」の活動をご紹介します。

児童福祉部会

児童福祉部会では、町内の保育園・幼稚園・児童関連施設を訪問し、子どもたちの活動のお手伝いや、施設代表者の方との懇談を行っています。

本年度は18か所の訪問を予定しています。これまでの訪問では、子どもたちと一緒に七夕の飾り作りやパネルシアターを楽しんだほか、保護者会フェスティバルや



花火大会のお手伝い、カレー作りなどを行いました。雨天でジャガイモ掘りが中止となってしまうととても残念でした。

今後は、ハロウィンの催しやクリスマスイベント、卒園記念品作りなどを予定しています。訪問先では、子どもたちの元気な姿と笑顔に接することができ、先生方の子どもに向き合う真摯な姿勢に心を打たれています。町内で暮らす子どもたちが健やかに育ち、愛荘町を大好きになってくれることを心より願っています。



障がい者福祉部会

障がい者福祉部会では、新任委員が多いことから、まずは町内の作業所や福祉施設を知り、理解を深めることを目的に施設見学を行いました。

・ふれあい共同作業所（愛知川）／コスモス共同作業所（常安寺）

いずれも障がいのある方の働く場です。参加賞や粗品等に活用するごみ袋をたたむ仕事や、蛍光灯のバネの取り付けの仕事など、手早くこなされる皆さんの高い集中力に感心させられました。

・じゅう楽（山川原）

令和8年4月に新築移転された施設で、医療的ケアが必要な重度障がい者の方や難病患者の方を対象としたグループホームやショートステイを運営されています。医療的ケアが必要な方にとって、安心して生活できる施設ができよかったと思いました。

・生活介護事業所すら〜ぶ／日中一時支援事業か〜む（川原）

重度障がい者の方の生活介護や日中一時支援を行っている施設です。見学を通して、利用される方の個性や特性を生かす工夫がたくさん見られ、大変勉強になりました。

【ボランティア活動もスタート】

6月からは、コスモス作業所でのお手伝いとして、第3木曜日に交代で2名の委員が3時間のボランティア活動を行っています。



町では、住民の皆様へのサービス向上と窓口業務の効率化を図るため、11月2日より、本庁舎の代表電話に「自動音声応答（IVR）電話サービス」を導入します。

音声案内に従ってご希望の番号を押していただくと、お問い合わせ内容に応じて、職員への転送や音声・SMS（ショートメッセージ）での案内へ自動で振り分けられます。内容によっては担当窓口へ直接つながるため、「取次ぎ」や「電話の待ち時間」が大幅に短縮されます。本サービスの導入に伴い、現在の代表電話番号を廃止し、下記の通り変更します。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本庁舎 代表電話番号

■変更前の番号:0749-42-4111



■変更後の番号:050-1785-0964（自動音声応答）

☎ 行革・DX推進室 ☎0749-42-7680

ご利用の手順

1. 代表電話（050-1785-0964）におかけください。
2. 自動音声のアナウンスが流れます。
3. アナウンスに従って、ご希望のお問い合わせ番号を押してください（※）。

- ・アナウンスの途中でも番号を入力いただけます。
- ・一定時間操作がなかった場合は、職員が直接対応します。

【新機能】夜間・休日はスマホ（SMS）で情報をお届け!

閉庁時間（平日17時以降および土日祝）にお電話いただいた場合、よくあるお問い合わせ（証明書のコンビニ交付やごみの収集日など）の案内URLを、お使いのスマートフォンへショートメッセージ（SMS）で自動送信する機能を追加しました。
※緊急のご用件は、これまで通り宿直職員が対応します。

！ご利用にあたってのお願い・ご注意

1. 通話料について

自動音声応答電話サービスの利用料は無料ですが、通常の通話料金は発生します。

2. SMSが届かないケースについて

固定電話をご利用の場合、SMSの契約がない場合、または受信拒否設定をされている場合は、SMSを受信できません。

3. 直通電話（ダイヤルイン）のご活用をお願い

各課の直通電話番号（ダイヤルイン）に変更はありません。ホームページ等で担当課の直通番号がお分かりの場合は、直接おかけいただくとよりスムーズにご連絡いただけます。



国民年金保険料は、スマホアプリで手軽に納付できます!

国民年金保険料の納付方法には、従来の現金納付、口座振替、クレジットカード納付、Pay-easy（ペイジー）による電子納付のほか、スマートフォンアプリを使用した電子決済がご利用いただけます。

ご利用いただける対応アプリ

- ・AEON Pay
- ・au PAY
- ・d払い®
- ・PayB（※提携している各金融機関の決済アプリも含みます）
- ・PayPay（※PayPayマネーライトはご利用いただけません）
- ・楽天ペイ



スマホ決済の簡単な流れ

1. アプリを起動：お手持ちの決済アプリを起動します。
2. コードを読み取る：端末のカメラ機能で、納付書に印刷されたバーコードを読み取ります。
3. 確認・支払う：決済内容を確認し、パスワードを入力して支払いを完了させます。

！【ご利用時の注意点】

- ・各決済アプリの操作方法や、ポイントの付与・利用条件などについては、ご利用の決済事業者へお問い合わせください。
- ・スマホ決済完了後の納付書は、コンビニエンスストアや金融機関等で使用しないよう十分ご注意ください。

☎ 彦根年金事務所 ☎0749-23-1112

住 民 課 ☎0749-42-7692